

令和8年度 教職員の生徒指導に係る共通ルール

所属名	静岡県立 静岡商業 高等学校
1 生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS等私的ツールの使用について	
(1) 平日における携帯電話での連絡について	
ア 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。左記連絡先への連絡がとれない場合、学校の固定電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。ただし、緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。	
イ 生徒からの連絡は、学校の固定電話に連絡するよう指導する。ただし、緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。	
(2) 休日等に教職員と生徒との間で連絡を行う場合について	
教職員と生徒との間で連絡を行う必要がある場合は、Cラーニングを使用すること。教職員と生徒の間での携帯電話・メール・SNS等の私的ツールを使用したやりとりは、いかなる場合も一切行わない。	
(3) 生徒へメール・SNSを利用して連絡する場合について	
ア 教職員と生徒の間で携帯電話・メールやSNS（C-ラーニング、部活動でグループ登録されているLINEやGoogleチャットは除く）を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。	
イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、保護者から誤解を受けないように努めることとする。	
2 生徒との面談や相談等の実施方法について	
(1) 生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等、私的ツールを使用して行わない。	
(2) 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。	
(3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。	
(4) 相談内容・個人情報の保護や守秘義務のために、やむを得ず、1対1で実施する場合は、本人の許可を得た上で実施し、密室とならないよう、部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮を可能な限り行う。あわせて管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。	
3 普段の生徒の関わりについて	
(1) 日頃から生徒への声掛けを行う。	
(2) 不調を訴える生徒の言葉を受け止める。	
(3) 生徒との約束を守る。	
(4) 生徒に対する行動と発言に矛盾がないか自己行動確認する。	
(5) 生徒に対して間違っただけの言動をしてしまった場合は、誤りを認め適切な行動をとる。	
(6) 他の生徒の間違いや失敗を嘲笑する生徒を放置しない。	
(7) 生徒が混乱しないよう、指示に変更があった場合は変更点を口頭のみではなく、文書等により明確に示す。	

4 教職員の自家用車への、生徒の乗車について

原則として、自家用車には、生徒を乗車させない。ただし、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす等、緊急等の場合を除く。

5 教育活動における撮影機器の使用について

原則として、学校所有の撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。

ただし、学校広報活動（Instagram、学校案内掲載写真撮影等）や教育活動（課題研究、体育の授業や部活動における動作確認等）等に支障が出る場合において、管理職の許可を得た場合は個人所有の撮影機器（スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ等）を使用することができる。

その場合は、腕章やネームプレート等で許可されたことを明示し、撮影した写真や動画は直ちに学校のサーバー等に保存し、必ず撮影者以外の教職員の確認のもと、個人所有の機器からデータを削除すること。

撮影データをクラウドサービス（Google ドライブ等）に保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、静岡県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスに保存しないこと。

使用機器に関わらず、生徒を撮影する場合は、生徒、保護者に対して撮影の意図を明確に示すこと。

6 生徒の問題行動への生徒指導について

- (1) 生徒指導に当たっては、複数の教員で対応することを原則とし、必ず記録をとる。
- (2) 生徒の人権を尊重し、家庭と連携した指導を行う。
- (3) 生徒指導は、短時間かつ簡潔に行うことを原則とする。
- (4) 必ず事実を確認し、生徒の考えを聞いた上で、生徒の言動の問題点を生徒自身が理解できるように指導する。
- (5) 威圧的に大声で怒鳴る指導は行わない。（生命に関するようなこと、緊急時以外では、大声での指導はしない。）
- (6) どのような理由があっても、体罰等の身体的暴力、暴言等の精神的暴力は行わない。

7 その他

上記1～6の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。このルールは、毎年見直しをし、年度初めに生徒・保護者に通知をするとともにホームページ上に公開する。